

職員の懲戒処分について

東京二十三区清掃一部事務組合管理者は、下記のとおり、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

1 被処分者

職層	所属部	年齢及び性別	処分内容
主事	施設管理部	34歳・男	停職1月
副参事	施設管理部	64歳・男	減給10分の1、1月

2 事件概要

被処分者である主事は、平成30年4月から令和2年9月にかけて、通勤届の内容と異なるバイク、自転車及び自家用車での通勤を行い、通勤手当を不適正受給した。また、平成30年4月から令和2年9月にかけて、勤務地の敷地及び設備を無断で自家用車の整備に使用した。さらに、令和2年10月から令和2年11月にかけての病気休暇取得期間中の外出の様子をSNSに投稿した。

これらのことは、地方公務員法第29条第1項第1号、2号及び3号に抵触するため、懲戒処分とした。

なお、不適正に受給した通勤手当(計568,460円)は返納済みである。

上司である副参事についても、職員への管理監督義務及び施設管理義務を十分果たしていなかったとして懲戒処分とした。

3 処分年月日

令和2年11月26日(木)

【担当】総務部職員課
電話 6238-0650